２０２３年度 遊学館事業報告書

Ⅰ　市民の平等な利用の確保等の設置目的に沿った適正な施設管理に関する事項

１　施設の管理運営の基本方針

釧路市こども遊学館の管理運営の基本方針については、「遊びと学びの融合」「市民の生き生きとした参加」という二つの大きな理念に基づき、この市民共有の財産を十分に生かすべくできるだけ多くの市民の意見等を得ながら円滑な運営を図るために常に進化する組織体系作りを進めてきました。

その管理運営を充実発展させるため、これまでに以下の［１０年目標］［３つの基本方針］ならびに［新指定管理期間の重点項目］を掲げ、それに基づいた取り組みを進めてきました。今年度もより具体的に「いつでも・どこでも・だれもが」体験できる施設としての事業を考察し、ワークショップ等を含め多様な事業展開を行い、次代を担うこどもたちの育成に努めました。

そのために、市民の誰もが事業運営に参画できる環境づくりに積極的に取組み、市民とこどもたちとの交流を推し進め、こどもたちが多様な人々との交流の中で成長することの手助けを担う人材の育成にも努めました。

また、５月の新型コロナウィルス感染症の第２類から第５類への移行に伴い、感染症対策の一部緩和などの見直しを行いましたが、インフルエンザ感染症の流行もあり基本的な感染症予防の励行を継続しています。

［１０年目標］２０２７年の「こども遊学館」に向かって

くしろの豊かな自然と文化を愛し、「むかし」を知り、「いま」を感じ、「みらい」を創る、元気で明るい心豊かなこどもたちを育みます。そのために、地域の力を結集する拠点となるよう、新しいことにチャレンジし続けます。

［３つの基本方針］１０年目標を達成するための行動指針

1．「みる・ふれる・かんがえる」を通して、人生を豊かにする遊びと学びの体験を提供します。
2．安全・安心で夢中になって楽しく遊び、学べる、「楽しかった、また来たい」と思えるこどもたちの居場所を提供します。
3．多様な一人ひとりが生き生きと活躍し、つながりあえる機会を提供します。

［新指定管理期間の重点項目］

・ほんもの体験など五感を通した体験の拡充を図ります。
・ターゲットを明確にした事業を展開し、利用拡大につなげます。
・既存の事業内容にとらわれず、新たなことに挑戦します。
・楽しく学び合うことで関わる人々と共にスキルアップします。
・多様なつながりによって、持続可能な協働と共創を実現します。

1.1 管理運営にあたっての運営方針について

管理業務にあたっての基本的な運営方針は、以下（1）～（11）のとおり掲げ、円滑な運営を行いました。

（1）施設利用者の安全確保を第一とします。

（2）公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をいたしません。

（3）効率的・効果的に運営を行い、施設の効用を最大限に発揮するほか、適正な収入の確保と経費の節減に努めます。

（4）釧路市内にある社会教育施設との連携を図った運営を行います。

（5）適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ります。

（6）利用者にとって快適な施設であるように努めます。

（7）施設設備及び備品の維持管理を適切に行います。

（8）施設の設置目的をより効果的に達成するため、必要に応じ、魅力ある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努めます。

（9）管理業務において取り扱う個人情報の保護を徹底します。

(10) 省エネルギーや３R 活動など、環境に配慮した運営を行います。

(11) 市民協働の管理運営並びに市民参加型の事業の実施に努めます。

1.2 施設管理等に対する考え方について

上記までの経営理念と管理運営方針に従い、管理業務の実施に当たっては、地方自治法や釧路市こども遊学館条例などの法令に従い、適正に管理業務を行いました。また、より具体的な考え方に基づいて以下のセクション別に施設管理等を実施してきました。

（1）市民協働と市民ボランティア

釧路市こども遊学館では、こどもたちにこの施設をとおして様々な体験ができるよう市民が持つノウハウの活用と、市民が間接、直接的に関われるような環境整備に努めました。ここでは、工作など市民一人ひとりが持つ技術や知識を存分に発揮していただく環境を作りました。また、その得意分野を生かしこどもたちと接することで、施設と市民との距離感をなくし、一層の市民協働が図られるよう努めました。

さらに、展示や遊具、様々な事業を通じて、市民とこどもたちが交流を深めることにより、こども遊学館での楽しい交流時間を過ごせるなど、多様な人々との交流の拠点と成り得る施設として運営を行いました

そのために、市民の力の活用は重要であり、特に現在登録されている個人約 180 名のボランティアと企業・団体ボランティア「遊学館サポーターズ」17 団体の継続可能性をより引き出すために、これまでに培ってきた人的交流との融合により、様々なジャンルの方々の相互協力を図るとともに、魅力ある施設作りに努めました。これらの環境作りを生かし、この施設をとおした釧路市における科学教育並びに地域文化振興にも新たな視点で取り組むことに繋がり、持続可能性を実現しました。

そして、「こどもの施設」との感覚に捉われることなく、多様なボランティアを活用することにより、生涯学習施設としても位置付けできるような事業展開も図りました。これにより一層の多様性を持った交流を推し進めることができるとともに、市民が生涯に亘って活躍できる場としてこどもをとおした事業活動を推し進めました。

今後もこどもたちや親子が幾度でも来館したくなるような市民に親しまれる施設として、市民の体得している知識・経験等を、生かし得るように努めます。

（２）小中学校との連携事業

旧釧路市青少年科学館より引き継ぎされていた市内の小学６年生を対象とした実験学習(サイエンスルーム)は、今年度も市内全クラスで実施できました。特に、これまでの学習指導要領に基づいた理科実験に地学「土地の成り立ち」が加わり、天文学習３テーマ、実験学習４テーマの組み合わせによる学習範囲を拡張したカリキュラムを選択できるようなっています。

また、平成20年度より行っている地域の小中学校教員との連携である「道東科学教育支援ネットワーク（Do To ねっと）」事業については、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の外部からの評価も高く、引き続き展開していきます。

今後とも釧路市教育委員会との連携をできるだけ密にし、学校教育現場との連携事業を積極的に推し進めるとともに、次代を担うこどもたちへの科学教育の普及振興に努めます。

（３）入園前及び就学前児童等の事業

就学前の幼児を対象とした事業「読み聞かせ」「親子遊び」等々を毎月定期的に実施しました。また、団体利用推進事業として、保育園・幼稚園対象の工作や遊びのワークショップを実施する集中期間も設け実施しました。

令和５年度においても、特に少子化に伴い低年齢層の幼児については砂場周りでの遊びをとおして、施設の積極的な利活用を図ることにより、釧路市における子育て支援の下支えができ得るような事業展開に努めました。

（４）　宇宙教育及び天文普及等に関する事業

こども遊学館事業では、開館時より宇宙教育と天文普及に関する事業を大きな位置づけとして取り組んでまいりました。今後も宇宙や天文をテーマにした各種イベントを企画実施しました。

ア．プラネタリウム活用事業

こども遊学館オープン以来、活躍してきたプラネタリウムが、令和２年６月に更新されました。デジタルプラネタリウム「Media Globe Σ SE」は道内初導入でもあり、これまでの18年間に自主製作された番組の再利用はもちろんのこと、最新のデジタル映像音響技術による新番組の上映などにより、より一層の観覧者の増加につながる事業を展開しました。

なお、プラネタリウムは幅広い世代が楽しめるよう多様な内容かつ季節に合わせた企画及び投影を行いました。

イ．移動天文車活用事業

天文分野における本物体験や科学知識の普及を行う事業を重要な活動と位置づけ、市民が宇宙や天文学と慣れ親しむ機会を広く提供していくために、移動天文車「カシオペヤ号」を活用して、市民が集まる場所での天体観望会などを企画実施しました。

ウ．小学６年生を対象とした天文学習

上記(2)での市内の全小学６年生を対象とした実験学習(サイエンスルーム)のカリキュラムの一つとして、プラネタリウムを利用した天文教育授業を実施してまいりました。今後とも学習指導要領に基づき天文単元の理解促進を図るとともに、発展的内容として宇宙教育授業や釧根地域からの視点での宇宙に関する興味関心を喚起する工夫を凝らした授業内容を実施いたしました。

（５）こども遊学館アドバイザリー委員会について

広く学識経験者や市民から運営に関する意見を求め、速やかに館運営に反映できるよう、開館当初よりこども遊学館アドバイザリー委員会を設置し、体制を整えてきました。

こども遊学館アドバイザリー委員会の運営にあたっては、速やかに対応し、管理運営に向けての意見、さらに各種事業への意見・助言等、事業運営に先送りすることなく積極的に反映しました。

委員の人選については、館、行政側、教育機関、市民代表等より構成し、こども遊学館の事業運営について様々な提言をいただき、今後ともこどもたちの目線に立った事業運営に努める所存です。

（６）こども遊学館の未来ビジョンの検討と試行

前項で説明しました通り、コロナ禍以前より、ここ数年は観覧料収入が減少しておりました。考えられる大きな要因は、新型コロナウイルス感染拡大による来館者の減少、少子化などの社会的要因に加え、常設展示の老朽化に伴う故障の常態化、IT 関連の技術進歩による展示物の時代遅れ感による魅力の低下があげられます。また、開館から 17 年以上経過しているため、メーカーのサポートや部品供給の終了により修繕では対応できない状況の展示設備もあり、新しいものへ更新する時期に入っている状況です。

そこで、これまで培ってきた遊学館の魅力を維持し、効率的で持続可能なこれからの施設運営の在り方を探るため、アドバイザリー委員会を核として、広く市民や有識者の意見を取り入れる形で、次に示す釧路市こども遊学館管理運営のための未来ビジョンを策定したいと考えていました。

ア 未来ビジョンのイメージと目的

・目まぐるしく変わる社会状況と未来を見据え、中長期的なビジョンを明確にした戦略的運営を推進するために
・これからの遊学館にフィットした展示設備を更新し、安全で魅力ある施設を維持するために
・多様化する市民ニーズに柔軟に対応可能な、市民協働による事業を展開するために
・効率的で持続可能なこれからの施設運営を探るために

イ 未来ビジョン策定のプロセス

① アドバイザリー委員会を核とした市民会議の設置
② こども遊学館の展示改修および運営発展に向けた協議
③ 外部専門家によるコンサルタント業務

これら３点を令和４年度より３か年計画で予定していましたがコロナ禍の影響もあり市民会議の設置など実現できていない状態です。令和６年度末にこども遊学館未来ビジョンとしてまとめるためには残された時間も少なくなっているので早急に計画を推進します。また、令和７年度の開館２０年目には未来ビジョンを実現するための行動指針に沿った運営を試行し、こども遊学館の設置目的に沿ったより未来志向の魅力ある社会教育施設としてのあり方を模索し続けます。

2　施設の使用許可及び使用の制限等に関する基本方針

2.1 施設の使用許可について

釧路市こども遊学館の基本理念における「いつでも・どこでも・だれもが」体験できる施設として設置されていることから、市民の財産でもあるこの施設については、どんな人でも誰でも、あらゆる人の利用できることを基本に許可するものと考えておりました。

また、条例第３条に掲げる事業を実施するに際しても、これを踏襲するものです。

市民の財産であるこの施設の利用にあたっては、全ての利用者に対して公平・平等に対応することを基本とし、条例・同施行規則等関係法令を遵守するための職員の資質の向上を図るために必要な研修を実施するとともに、上述に掲げることを忠実に履行できるよう努めました。

2.2 施設の使用制限について

釧路市こども遊学館では、上記において記載したとおり「いつでも・どこでも・だれもが」体験できる施設であるとともに、市民皆が参加体験できる施設と考えております。

そのため、条例第 12 条に掲げる入場の制限については相当の理由が明確なものでなければならず、その判断及び履行にあたっては難しい対応を迫られる場合があると考えております。特に業務仕様書では、条例第 12 条第３号の「管理運営上支障があると認められる者」に掲げる入場の制限について、具体的に、

○ 他人に危害を及ぼすおそれがあると認められている物品を持ち込む者。

○ 酒気を帯びた者又は感染性のある疾病にかかっている者。

としており、明らかに入館した市民に対し危害が加えられるまたは、悪影響を及ぼすリスクが明らかであると考えられる場面であれば、入場の制限をしなければならないと判断するものであります。幸い、今年度は当該事項に抵触する事例はありませんでした。

また、施設の利用者への危害等、施設への毀損等、事前に察知した場合と、突然発生する場合とでは、問題の処理についても相違するものであり、関係機関との協議或いは、関係機関との連携のみならず、速やかな判断を行い対応しなければならないものと考えます。そのため、施設の公共性を鑑みつつ体制を整え、リスクマネジメントについても朝礼や全体会議等で啓蒙しています。

さらに新たな対応として、動画や静止画の撮影と SNS 等での発信など個人情報保護法に抵触することを予防するために、「釧路市こども遊学館 施設内での撮影に関する取扱基準」「撮影にあたっての注意事項」「撮影許可申請書」を定め、数件の実績に至っています。

2.3 自主事業実施時の使用制限について

自主事業実施に際しては、入館者の利用等に支障ないように企画し実施いたしました。

3　施設管理における安全確保・防災対策及び事故・災害時の対応策

3.1 施設の安全確保について

釧路市こども遊学館は、多くの市民に利用されています。そこでは、予期せぬ事例についても常に考察しながら管理を行うことを基本としております。

施設内及び設備等の利用にあたって問題が発生すると思われるものについては、その安全の確保について積極的且つ迅速に対応することを基本としております。例年 AED と応急手当法講習等の「救急救命講座」研修に加え、新たに「幼児安全法短期講習」を実施しました。今後も引き続き、職員および市民ボランティアの安全管理意識を高め、知識・技術の向上に努めます。

3.2 施設の防災対策及び事故について

私たちは、平成１７年７月において釧路市こども遊学館の供用開始と同時に釧路市こども遊学館消防計画を作成し、関係機関に提出しております。今後もこれを継承し実施いたします。消防計画については、釧路市こども遊学館における防災対策の一切について明記しております。

また、防火管理者の下、年２回の消防訓練等を職員および市民ボランティアが参加して実施し、防災意識の向上にも努めております。さらに、防災設備等の機器に関する事項についても各種機器類の設置業者よりその取り扱いについて研修を受けるとともに、定期的に反復するよう対応しております。

突発的事故については上述の安全についての事項で述べたとおり、速やかな対応が可能な環境作りを積極的に推し進めて行きます。

3.3 施設の災害時の対応策について

災害時における対応策についても、対応フロー等を既に作成し施設内において設置しています。

上記、消防計画同様、緊急且つ速やかな対応が重要な要素でもあり、今後も防災意識を一層高めるためにも種々の災害を想定しながら、適宜見直し等を行い、市民の安全の確保の充実に努めます。

3.4 施設の防犯の対応について

①日常における防犯は、職員が施設の内外を定期的に巡回し、休館日及び夜間は、機械警備を導入し常に防犯に努めるものとします。施設に異常が発生した場合は、緊急時における出動体制や緊急連絡網を明確に定め、速やかに対応できる体制で臨みました。

②不特定多数が自由に入館するこども遊学館は、傷害や盗難、利用者間のトラブル、急病人対応など、様々なリスクが存在し、危機管理対策は多岐にわたります。市民が安全、安心して施設を利用できるよう危機管理マニュアルを作成し、安全手法対策を確立していきます。また、この危機管理マニュアルに基づき、勤務する職員は反復して訓練を行い、非常時に対応できる体制を整えています。

3.5 新型コロナウイルス感染症等の対応策について

当該感染症対策については、職員・来館者・地域社会への感染拡大を防止しながら、遊学館運営方針に則って業務を継続するために、以下の基本方針を定め、実施してまいりました。

（１）事業を実施する際には、北海道および釧路市の方針に準拠し、感染症対策を講じる。

（２）来館者が安心して施設を利用できるよう、館内共用部分の定期的な消毒作業や館内換気を実施する。

（３）５類への移行と地域の感染状況なども踏まえて、事業計画は定期的に見直しを行う。状況によっては、開催方法、参加人数など緩和の方向での検討も考慮する。

（４）研修を含め打合せや会議がオンライン開催の条件が整えられたので、積極的な活用を行う。

（５）状況に応じて、感染症予防の対策・対応についての職員研修は継続的に行う。職員の健康と安全も守りながら、少しでも不安なく業務に携われるように各種研修なども企画・参加し、他の感染症の流行においても業務を遂行できるようにリモートワーク環境の整備維持に努める。

4　指定管理者として行う施設の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）における利用状況等の情報の把握・記録・保存・活用等の情報管理の方法

利用者記録、事業実施記録、施設管理日誌、設備点検結果記録表等により管理業務に関する情報・記録・保存については、これまで同様に継続してまいりました。今後、この利用状況等の情報をどのように活用しかつ、記録・保存することに関しましては、これはこども遊学館の歴史として刻み込まれて行くものでもあり、大切な履歴として、後世へ引き継がなければならないものと理解しております。また、様々な事業を展開していくということでは、事業ごとの情報ファイルが作成されており、こどもたちの関心の高かった事業、想像した以上に興味を示した事業あるいはその逆の場合等々、様々な情報が現在も日々記録・保存し続けております。これらの情報は、現在、館内サーバー上にて保管され、事業の策定時に速やかに対応できるよう取り扱われており、さらに事業計画を策定する段においては各担当別の事業ファイルを参照し参考資料としても活用を図っております。

また、入館者状況等につきましては季節間での動向、日々の動向、事業内容との関わり等、実績数値が明確に現れてきます。入館者の変化・推移を観察することにより施設利用者の傾向が鮮明になり、事業の選定 における重要なデータとなることはもとより、さらには市民ニーズへの対応へと繋がるものであります。

今後も常に来観者一人ひとりの満足度を向上させ、魅力あるプログラム（事業）を提供するために、これらの情報を最大限に活かすことができるよう努めます。

5　管理業務において取り扱う個人情報の管理の方法

管理業務に係る個人情報の管理については、法人として取り扱うこととなる重要な事項であり、管理の一元化を図り情報の漏洩、その他市民が釧路市こども遊学館を利用する上で人格的利益が侵害されることのないよう厳格な管理に努めました。これまでの経験を基に再度見直しを図り、これらを適正かつ厳格に努めるよう、個人情報の保護に関する法律の遵守はもちろん、法人の就業規則で定められているとおり、職務上知り得た情報については、漏らさぬよう管理責任者がその指導徹底を図るとともに、職員の資質の向上に努めるべく各種研修等を通じ一層の徹底を図りました。

特に、ＩＴ化に伴う個人情報管理につきましては、個人ファイルでの保管を禁じ、館内のコンピューターサーバーでの一元管理のみとします。これは、現在も実施していることでもあり、今後も徹底した個人情報管理に努めます。

また、書面等による管理については事業実施の場合、速やかに起案処理し事業参加者としてのみの登録とし、同情報を活用して再度参加者を募る場合などにおいては再利用することなく、常に単独事業扱いとして処理されております。

さらに、ファイル化された書類はこれも安全に保管されており個人情報の漏洩等については問題なく、対応しているものと確信しております。

なお、個人情報を取り扱う第三者への業務委託については、法人としてその一切を検討しておらず、個人情報管理についての責任は、市民ステージが万全に扱います。

6　管理業務に係る情報公開の方法

管理業務に係る情報の開示につきましては、日本 NPO センターが運営する NPO 法人データベース「NPO ヒロバ」サイトならびに市民ステージのホームページにて事業計画書及び事業報告書、会計報告を開示しており、指定管理者業務受託後につきましても積極的に管理運営に係る情報の開示に努めました。

また、施設に関する情報や利用者の需要に合った情報などの利用者及び市民に有益な情報を、ホームページ等により積極的に公開・提供するよう努めました。

7　管理業務に係る経理の方法等

市民ステージは、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的に、平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法に基づく、特定非営利活動法人(NPO 法人)です。平成 17 年に所轄庁である北海道から認証されており、毎事業年度初めに前事業年度の事業報告書等を作成し、所轄庁に提出し、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録はいつでも閲覧できるよう備置きが義務付けられています。

会計区分につきましては、従前より遊学館管理事業会計とその他法人会計に区分けし、会計区分は明確にしており、指定管理費については遊学館管理事業会計の中で適正に運用しました。

市民ステージ職員に対しましては、指定管理費は公金であることの認識を常に持つよう指導を徹底し、経理業務を含めた会計事務全般の透明性を図りました。

8　関係法令の遵守の方法

関係法令の遵守につきましては、釧路市こども遊学館条例及び同施行規則はもちろん、施設運営に係る各種法令の遵守徹底を図りました。関係法令の遵守にあたって、施設の承認等に係る事項において疑義が生じた場合は所管である釧路市教育委員会との協議、その他運営等で必要な事項が生じた場合は、関係機関との協議連携に努めました。

次に、関係法令での変更等が生じた場合は、関係機関のみならず管理運営上必要な法令遵守のための必要な情報の入手に努めるとともに、管理運営に速やかに反映いたしました。これらの法令遵守に係る事項につきましては、関係職員への伝達及び研修等を通じて指導教育を実施し、市民の施設利用に係る利益及び安全の確保に努めます。

Ⅱ　施設の効用の発揮、サービス向上等に関する事項

1　施設の休場（休館）日の設定

釧路市こども遊学館の休館日は、釧路市こども遊学館条例第７条に規定により、明記されています。市民ステージは、同条例の規定を遵守するとともに、市民から新たな休館や開館の要望が生じた場合は、これまでの実績と利用者の動向を鑑みつつ、できるだけ市民要望に即した対応をしたいと考えております。その際は、釧路市教育委員会と協議し変更事由の説明に努めたいと考えております。

さらに、施設及び設備を円滑且つ、安全に管理運営をするに当たっては、法令等を遵守した保守及び管理上必要な保守点検ならびに改正労働基準法をはじめとした労働法を遵守した運営を実施しなければならないことから、条例の範囲内での臨時の休館日を設けることを想定しています。また、場合によっては長期間に渡る保守等の可能性もあることから、釧路市教育委員会との協議の中で必要最小限の休館日に留めるよう管理運営に努めました。

2　施設の開場（開館）時間の設定

釧路市こども遊学館の開館時間につきましては、釧路市こども遊学館条例第６条の規定を遵守いたしました。

また、夜間に講座やプラネタリウム上映会等の事業を実施する場合には、釧路市教育委員会との協議の上、一般利用者の入館が可能となるよう努めました。

今後、市民要望を取り入れて行く中で、夜間等の開館が生じる場合等、市民サイドに立った開館時間として柔軟に対応していきたいと考えております。

＜令和５年度実施＞

・天文指導員養成講座（6 回実施）

3　各管理業務の実施方法

釧路市こども遊学館の各管理運営業務の業務別実施方法については、次のとおりです。

3.1 施設管理業務

ア．施設の使用申請及び使用承認に関する業務

釧路市こども遊学館の使用申請及び使用承認に関する業務は、釧路市こども遊学館条例・同施行規則の規定に基づき適切に判断しました。

イ．施設の利用料金の収受及び減免に関する業務

利用料金（観覧料）収入及び減免に関する業務につきましては、次のとおり適切に処理をし、募集要項に基づき報告書を提出しました。

① 利用料金につきましては、その収入の収受を正確に確認し記録いたしました。現金等の取り扱いにつきましては厳重なる保管の下、金融機関の利用料金専用口座に振り込みました。

② 利用料金の収入につきましては、利用料金の範囲内において収入としましたが、結果として、当初見込みより収入があった場合は、その収入の取り扱い方については別途提案させていただきました。また、収入が当初見込みより減額した場合は、市民ステージの責任において対応いたしました。その場合、事業運営には支障を来たさぬよう最大限の努力をもって対処することとしました。

③ 減免につきましては、同条例施行規則第６条の規定に基づき適切に処理いたしました。

ウ．備品の貸し出し等に関する業務

施設に備え付けられた備品につきましては、その備品・資源の有効活用として地域の小中学校などの教育現場への貸出事業を行いました。また、その使用方法等について、積極的に指導、助言を行いました。

また、こどもたちへは備品類・物品道具類等の使用方法をとおして日常生活にも役立つよう指導し、危険・怪我等にならないよう安全かつ、大切に使用できるよう努めました。

エ．施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の維持管理にあたっては、軽微補修等につきまして日常的な設備維持は極力職員ができうる範囲で行い経費の節減に努めました。

その他、必要な施設設備・機器類の保全につきましては、下記のとおり行いました。

オ．建築物及び設備等の保守管理業務

① 本施設を適切に管理運営するために、日常的に点検を行い、利用者等の安全を確保するとともに、美観の保持に努めました。

① 施設や設備機器に異常を発見した場合は、それによる被害等を防止するための応急処置や使用停止等、必要に応じて適切な措置を講じました。

② 甚大な破損等を発見した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応を協議しました。

③ 備品台帳を作成・更新し、備品の管理を行いました。

④ １件３０万円未満の更新、修繕、補修等にあっては、予算の範囲内で指定管理者として、適正且つ速やかに行いました。また、３０万円以上の修繕等にあっては、教育委員会とで協議するものとしました。

⑤ 備品の管理においては、教育委員会に帰属する備品と指定管理者に帰属する備品の区分を明確にしました。

⑥ 長期休暇後等に展示物の一斉点検を実施しました。

⑦ 砂場の細菌検査を定期的に実施しました。

カ．施設清掃業務

館内外を、良好な環境衛生、美観の保持、安全且つ快適空間を保つため、できる限り利用者の妨げにならないよう配慮し、計画的に清掃業務を実施しました。

キ．廃棄物処理業務

廃棄物処理業務につきましては、釧路市の定める廃棄物処理方法により、分別し事業系ごみとして適切に処理をしました。また、館内で発生するごみにつきましては、事業用として再利用できるものはできるだけ再利用するとともに、リサイクルにつきましても一層の推進に努め、廃棄物の抑制に施設として取組んでいきます。

ク．保安警備業務

釧路市こども遊学館におきましては、こどもたちの安全を確保するために、防犯防火及び防災に万全を期し、市民が安心して利用できる環境作りに市民ステージ職員一同全力で保安警備業務にあたっていきました。また、開館時における部外者の出入状況の確認、鍵の保管・開錠施錠の記録、不審者の発見及び侵入防止、来館者への対応、遺失物管理など、日常の巡回警備等を通じ職員一人一人が励行することにより、防災、防犯等の意識の向上に努めました。

さらに、急病等が発生した場合の、処置につきましても速やかに対処できるよう、今後とも職員の安全研修で研鑽に励み、市民の生命を守っていけるよう努めます。

また、閉館時における館内警備については、機械警備システムが導入されているため、保安警備業者に委託いたしました。

ケ．環境衛生管理業務

建物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく、施設の環境管理につきましては、その法令を遵守すべく飲料水の水質検査等、施設として、実施しなければならない必要事項はもちろんのこと、こどもたちの安全、衛生面等に配慮した施設管理に努めてまいりました。

コ．除排雪業務

降雪時における、除排雪につきましては開館作業と同時進行し実施していますが、先ずは、来場者のための安全な駐車スペースと、館内へ入館に至る歩道の確保を重点的に実施しました。

その他、シビックコア地区の景観等をも配慮し、必要に応じた除雪体制を実施しました。道東の気候では、全ての雪、氷等の除去は困難でありますが、こどもたちの安全を最優先とした除雪に努めました。

サ．福祉団体との連携による障がい者等の雇用につながる取り組み

これまでも地域の福祉団体との連携において、こども遊学館の観覧など団体利用を促進してきました。さらには、障がい者の就労支援につながるよう、プラネタリウム観覧室の清掃などの試みを行ってきました。今後の対応として、日常的な清掃や定期的な大掃除などの第三者への管理業務の委託の見直しを行い、福祉団体等の連携や協力を得ながら、障がい者の雇用の場を提供するための諸課題の解決を図り、実施したいと考えます。

シ．その他

施設の保守管理業務にあたって、その業務に特別な知識、技能、経験等を要する業務につきましては、その管理業務の一部を第三者へ委託し、施設の保安保全に必要な点検等を実施してまいりました。上記（オ）等、様々な業務を実施し、安心、安全及び環境等を考慮し、今後とも市民の財産である施設を永続的利用できるよう最善をつくします。

こども遊学館は、令和５年７月に１８周年を迎えました。その間、施設・設備における軽微な故障につきましては、指定管理者としてその都度修繕をしてまいりました。また、甚大な破損等につきましては、釧路市教育委員会に報告、協議し解決してまいりました。

しかし、近年においては経年使用による各種機器の故障等の発生頻度が非常に高くなってきております。また、展示物においては劣化とともに内容の珍腐化もあり、科学館としての魅力が低下しつつあります。そこで、1.2 項(6)で前述した未来ビジョン策定の中でも、今後取り組むべき施設整備計画を検討し、魅力ある事業運営の礎となる充実した設備となるように将来像や長期目標を提案したいと考えます。

今年度も施設・設備の効率的管理運営を図るとともに、市民が安心して長期にわたり施設・設備を利用できうる環境づくりに努めることができました。

３.2 利用者サービススペース管理運営業務

市民ステージでは施設内に留まらず、屋外あるいは自宅などにおいて自発的な学びと遊びを持続させること、持ち帰ることで遊学館の体験への探求を深めることやこどもたちが「遊び」と「学び」をとおして知的好奇心を満たすことができるよう、利用者サービススペースにおいて、ミュージアムショップを運営し、補助教材としての実験用具等の提供を行いました。その内容につきましては、こどもたちの五感を刺激し、知性・感性・経験等を十分に発揮し得る物を厳選して提供いたしました。

受益者負担の観点からも、その提供方法につきましては販売の形態といたしますが、利用者の負担を軽減すべく必要最低限の価格設定に努め、運営管理につきましても、利用者のニーズを的確に捉えた収支計画に基づくものといたしました。

最終的な収支において差益が生じた場合には、その取扱いについて別途提案させていただくものとし、不足が生じた場合にも、釧路市こども遊学館にとって必要不可欠な事業であることを踏まえ、今後の運営に支障をきたすことのないよう市民ステージが責任をもって対処いたしました。

3.3 施設運営業務

釧路市こども遊学館での運営業務につきましては、毎日集うこどもたちのたくさんの想いと喜びを、引き出すことができるよう様々な企画を立案し、この釧路市の次代を担えるよう育みます。また、市民ボランティアの方々につきましても、この施設をとおして活き活きと活躍できるよう、こどもたちと触れ合っていただける環境作りを推し進めました。

ア．釧路市内の小学校を対象とした実験学習に関する業務

釧路市こども遊学館では、閉館となった釧路市青少年科学館で実施していました市内全小学６年生を対象とした実験学習を継続し実施してきました。平成１８年度からは、従前の学習カリキュラムに沿った事業内容の一部に発展学習を取り入れて実施しておりました。これにより、授業の選択範囲が大幅に拡大し、各担当教諭より高い評価を得ているところであります。

今後につきましても学習指導要領を踏まえつつ、弾力的に学校教育現場との連携を図りながら実施してまいります。

イ．特別企画展を開催する業務

より多くの市民が参加できるよう、GW イベント 2023「木のおもちゃをたのしもう！」や夏休みイベント 2023「ごみであそぼう！ぐるぐるタウン」など特別企画展を~~毎年~~実施しました。

多くの利用者から好評を得て定例化しつつある事業もありますが、それに甘んじることなく、常に市民要望を的確に捉え、時代に即した特別企画展を展開してまいります。

ウ．プラネタリウム投影に関する業務

開館日の毎日、４回（団体投影枠を含む）のプラネタリウム番組の上映を行いました。

また、上映をスムーズに行えるよう、毎始業時には機器の点検を実施しました。また、その他市民によりプラネタリウムを身近に感じていただくために、夜間投影などの特別投影や、市内全小学６年生を対象とした実験学習での天文学習投影などをおこないました。

エ．プラネタリウム番組の制作等に関する業務

季節の星空をテーマに年間４本の番組を企画・制作しました。

また、学習投影につきましても、発展学習を取り入れた番組を制作することにより複数の学習番組の中からの選択肢をもって上映いたしました。

オ．市民ニーズに係る調査、事業計画に関する業務

釧路市こども遊学館は、正に市民が主役となり館の運営に係わっていきます。そのため、こども遊学館におきましては、こどもたちをはじめとする来館者、および市民ボランティアとの乖離は最も避けなければなりません。

このような観点からも、目的を明確にした定期的なモニタリングとしてアンケート等を実施し、対話と聞き取り等様々な視点から調査研究・分析を行いました。めまぐるしく変化する社会環境や時代に応じた市民ニーズをスピーディーに事業計画へ反映させるために、この PDCA サイクルの繰り返しに努めました。

4　同種施設・近隣施設との連携

釧路市こども遊学館では現在、北海道青少年科学館連絡協議会に加盟し道内の類似施設との連携に努めているところであります。

上部組織である全国科学館連携協議会につきましても、展示品貸出の要望をするなど、今後とも他館等との連携を密にして事業の充実に努めました。　釧路市こども遊学館は、博物館相当施設でもあるため、北海道博物館協会に加盟し、道内の博物館等の職員向け研修会などに参加し、職員のスキルアップにつなげています。

また、日本プラネタリウム協議会（JPA）や日本公開天文台協会(JAPOS)にも加盟し、各種専門分野での同種施設との連携を深めているところです。

さらに、日本宇宙少年団（YAC）や宇宙の学校（KU-MA）との定期的な活動は、JAXA 宇宙教育センターとの連携も深く、他地域と比しても高い評価をいただいているところです。

以上までの外部機関との連携は、こども遊学館での定期イベントあるいは特別展示などで質の高い時宜を得た事業の実現に結びついています。

このように外部の組織団体や市内社会教育施設との連携につきましては、今後とも重要な要素であることから、個々の施設の持つ展示品等の借用のみならず、事業展開から施設運営に関するノウハウの共有など多方面に渡り協力体制を築くことで、共に発展し合うような連携を模索し続けます。

＜令和５年度実施＞

・全国科学館連携協議会巡回展示物「かるたでよみとく　わたしと世界のつながり」（令和５年夏休み期間）

5　自主事業の実施

釧路市こども遊学館利用者の利便性向上のため次の事業を実施いたしました。

（１）飲料水自動販売機の設置

施設利用者の利便性向上のため飲料水自動販売機を設置しました。

この自動販売機の設置に際しましては、行政財産の目的外使用許可を受け、目的外使用料を支払い、利益の５０％を釧路市教育委員会に還元しました。

ア．自動販売機設置台数　　６台

イ．販売利益の還元額（実績）　275,444 円（令和５年度利益総額の５０％）

（２）自主事業

施設の利活用と、市民ニーズに応じた多様なサービス提供を展開できるよう、天文宇宙検定、サイエンス屋台村、出前遊学館など独自性のある自主事業を実施しました。特定非営利活動促進法に基づくその他の事業実施に至る場合には、事前に釧路市教育委員会に事業の内容と収支計画について協議し、その結果を都度報告しています。

6　広報・誘客対策

（１）広報について

釧路市こども遊学館の事業に係る市民への広報につきましては、広報くしろを利用し、広く市民に広報を行っているところであります。

また、市内各小中学校及び幼稚園・保育園につきましても自主製作している行事チラシ等を全児童に配布するなど、広報活動を行っております。

さらにホームページ等において行事案内を広く発信することはもとより、YouTube において、自宅でも楽しめる工作や実験の動画を配信し、こどもたちの好奇心と探求心を育む工夫に努めてまいりました。

X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube といった訴求効果の高い SNS をフル活用し、ユーザーが情報を受信しやすい媒体を活用することで、即時性のある情報配信を今後も継続的に行います。

また、Zoom など IT インフラを整備し、その活用の提案や試行を通して、地域のこどもたち、親の世代、さらにその上の世代の方々が興味を持って、楽しく新しい情報を伝え得ることができるよう努めてまいります。

（２）誘客対策について

施設の運営につきましては、地域の人口減少および少子化、また展示内容の老朽化などに伴い、開館年以降の来館者数の減少はどうしても避けられない課題でもあります。

しかし、前述のとおり、管内小学校・幼稚園等へのチラシ等の配布に加え、行事の内容により、参加対象者及び集客可能エリアの検証をおこない、釧路管内・根室管内・網走管内・十勝管内、幼稚園・小学校・中学校と、広報対象を柔軟に絞り込むことを実施してまいりました。これらのことで、最小限の経費による最大限の効果が得られるものと考えます。利用料金制度である施設におきましては、経営的感覚が不可欠な要素であると解しております。公の施設としての経営的感覚を保ちつつ、モニタリングとその分析結果を反映させ、戦略的な誘客活動に努めました。

今後は、道東エリアだけにとどまらず、広く道内外のユーザーを意識して、道外からの観光客や外国人観光客など観光と施設利用の可能性も探ってまいります。

7　利用者等の意見把握、トラブル防止、対応

利用者要望の把握の重要な方法としましては、積極的なアンケート活動を展開いたしました。(添付資料（12)「来館者アンケート」参照

市民ステージでは、これまでも館内及び館内・外で実施する事業毎に利用者及び入館者よりアンケート（無記名）を実施し、市民の要望・苦情等の収集に努めてまいりました。

ここでは、定期的にその内容を内部にて開示し要望・苦情の内容の把握に努めるとともに、要望等の意見の中で管理運営に反映可能なものにつきましては、出来うるだけ速やかに対応できるよう協議を進める環境作りをしております。

また、市民要望・トラブル防止対策につきましても業務改善アプリ「事故＋ヒヤリハット報告」を活用し、市民の苦情対応・要望等の記録し、ここでもその対策には万全の体制で臨めるような情報共有と連絡体制を確立しております。

市民の意見・要望・苦情・トラブルの処理にはその時間と、市民との対話が重要な位置を占めております。待たせず、怒らせず、誠意を持って、市民の声に耳を傾け、それらの処理に今後もあたっていきたいと考えております。

これからも、この連絡体制での処理を行ってまいりますが、特に苦情・トラブル防止等での連絡体制は、今からもそしてこれからもトラブルの処理を必要としない施設の管理運営体制作りを推し進めることができるよう職員の資質の向上と、市民サービスに努めます。

8　その他施設の効用の発揮、サービス向上等の方策

施設の利用者の拡大につきましては、観光を視野に入れた集客にも努めたいと考えております。

開館以来、各種サイエンス事業プログラムの蓄積もなされてきたことから、修学旅行生を対象とした、サイエンス事業の実施、新プラネタリウム事業の実施等、新たな取組みにつきましても、検討し実施可能な環境を構築してまいりました。

また、市内宿泊施設の宿泊プランの中に釧路市こども遊学館の観覧券を組み込んだパック販売についても既に試みております。こどものみならず観光客として釧路市を訪れた方々の取り込みの一つとして積極的に取り組んでまいります。

そのため、市民ステージ職員ならびに NPO 法人の会員も釧路市の重要な PR 施設の一員となるべく、来釧者へのサービス向上が図られるよう資質の向上に努めています。

Ⅲ　管理経費の縮減等に関する事項

1　収支報告

（1）指定管理者収支報告

《収入》　（単位：円）

科　　目	当初予算額	決算額	差　異
指定管理費（教育委員会委託料）	147,532,000	147,532,000	0
利用料金収入	16,450,000	18,897,808	-2,447,808
利用者サービススペース業務収入	1,600,000	1,551,101	48,899
合　　計	165,582,000	167,980,909	-2,398,909

《支出》　（単位：円）

科　　目		予算額	決算額	差　異
人件費		68,902,000	76,951,870	-8,049,870
	常勤職員	51,119,000	58,408,366	-7,289,366
	臨時職員	7,965,000	8,161,891	-196,891
	共済費	9,818,000	10,381,613	-563,613
施設維持管理費		77,637,000	66,386,643	11,250,357
	管理事務経費	7,257,000	8,760,501	-1,503,501
	建物維持管理費	32,942,000	30,296,377	2,645,623
	光熱水費	31,736,000	20,749,734	10,986,266
	修繕費	1,000,000	3,346,255	-2,346,255
	事業用車両・移動天文車経費	4,702,000	3,233,776	1,468,224
事業費		10,691,000	12,730,011	-2,039,011
	特別事業　他 10 事業	10,691,000	12,730,011	-2,039,011
利用者サービススペース業務支出		1,600,000	2,087,545	-487,545
公課費		6,752,000	8,137,100	-1,385,100
利用料金還元額（市）		0	244,780	-244,780
合　　計		165,582,000	166,537,949	-955,949

《収支》　（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異
収支差額	0	1,442,960	-1,442,960

（２）自主事業収支報告

自動販売機

《収入》　（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異
主催事業収入（自販機）	850,000	760,817	89,183
合　　計	850,000	760,817	89,183

《支出》　（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異
自販機（目的外使用料・電気料）	150,000	209,930	-59,930
自販機還元額（市）	350,000	275,444	74,556
合計	500,000	485,374	14,626

《収支》　（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異
収支差額	350,000	275,443	74,557

2　管理経費の縮減の取組み

釧路市こども遊学館の管理運営にあたりまして、必要最小限の経費で最大の効果を上げるべく鋭意努力していきました。

これは、市民からの税金を無駄に費消することなく市民ステージ職員一人一人が節減へ向け知恵を出し合いながら、こどもたちの感嘆する声を糧に管理運営にあたるよう努めていきました。

この施設の設置目的に沿う事業を実施し且つそれらに伴う管理経費の縮減にあたっては、次のように縮減効果をあげていくこととしました。

（１）職員経費の縮減

安全の確保に必要な人員と、その業務内容により責任者を配していかなければなりません。また、事業を実施するにあたり相応の知識を有する専門職員を安定的に確保しなければならず、これまでに人材確保と人材育成には、多くの努力を続けてきました。

今後も市民ステージは、こども遊学館事業への安定した人材の確保につなげるべく、同一労働同一賃金の原則に基づき、非正規雇用職員の正規職員登用を進めるとともに、職員収入の安定化を図りました。さらには、働き方改革に基づく適正な業務配分と効率的な勤務シフトなどの見直しと改善を繰り返しています。具体的には、リフレッシュ休暇(連続した 3 日間)と有給休暇の活用や時間外労働の制限(月 15 時間以内)などで職員の健康と生活を守ることを重点的な取り組みとして位置付けています。そのためには業務の IT 化を積極的に推し進めることで業務効率の向上を図っており、それが結果として職員経費の縮減にもつながっています。

（２）事務的経費のシーリング

毎年時、事務的経費につきましては都度見直し印刷や消耗品購入などの経費の縮減に努めました。

（３）光熱水費等の削減

釧路市こども遊学館の管理にあたって、ガス・電気等の資源を効率的に使用し、設備等においても補修や改修などにより省エネルギー効果が見込まれるものについては積極的に導入を検討し、光熱水費の削減を図りました。

（４）再委託業務の見直しによる削減

釧路市こども遊学館の管理にあたって、法律で定められたものの実施、利用者の安全を担保した上で、再委託業務の仕様の見直し、あるいは業務そのものの見直し等を検討し、管理経費の縮減に努めました。

（５）簡易営繕、簡易メンテナンス等の実施

これまでの共同事業体におきましては従前より、自らの手で修繕が可能なもの、軽微なメンテナンス等について職員が対応してまいりました。今後につきましても、同様に積極的に実施し、施設管理経費の削減に努めました。

（６）事業費の見直し

釧路市こども遊学館は、こどもたちへ多彩な事業を展開することにより、科学する心を育み、地域の文化教養を高めていくことが理念でもあり、創意工夫の中で職員一同知恵を出し合いながら事業を実施してまいりました。また、教育機関・地域事業所・関係団体等の協力を得ながら事業の選定やこれまでの事業の取捨選択を含め、事業費の圧縮を図っていきました。

3　利用料金の設定、収入増の取組み

利用料金につきましては、釧路市こども遊学館の管理運営に係る経費において欠くことのできない重要な財源となっております。

私たちは、未来あるこどもたちを育む事業実施に取り組む一方、利用料金確保に向け、経営的感覚を兼ね備えた魅力ある事業展開を心がけ、安定した管理運営が図られるよう努めました。

3.1　利用料金の設定

（１）観覧料設定

市民ステージでは、公の施設である釧路市こども遊学館の観覧料について、釧路市こども遊学館条例第９条および別表に定められている観覧料設定基準を基に、以下のとおり観覧料を設定提案いたしました。（消費税率１０％を含みます。）

区　分	単　位	金　　額		
		小学生及び中学生	高校生	大学生及び一般
展示室観覧料	一人１回	１２０円	２４０円	６００円
ﾌﾟﾗﾈﾀﾘｳﾑ室観覧料		１２０円	１８０円	４８０円
定期観覧料 (展示室・ﾌﾟﾗﾈﾀﾘｳﾑ室)	一人／年間	６１０円	１，２１０円	２，４１０円

（２）指定管理者としての割引料金設定

利用者サービスの向上及びプラネタリウム観覧者の増加を図るべく、以下のとおり割引券料金を設定いたしました。

区　分	単　位	金　　額		
		小学生及び中学生	高校生	大学生及び一般
ｾｯﾄ割引券料 (展示室･ﾌﾟﾗﾈﾀﾘｳﾑ室)	一人１回	２２０円	３８０円	９８０円

3.2　利用見込数

市民ステージでは、住民基本台帳や国勢調査によるデータ及び類似施設における入館者数の推移を基に、釧路市こども遊学館の今後の入館者数を予測してまいりました。

当初は、釧路市における人口減、少子化に伴う幼児比率の低下などによる利用者層の減少、施設老朽化、展示物の陳腐化等による利用者減少により、今後５年間の入館者予測数は漸減の一途をたどるものとの予測でした。2019 年度下半期からの新型コロナウイルス感染症の対応のための外出自粛の影響により、入館者が激減いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症が第２類から第５類への変更に伴い、経済活動や社会活動の再帰が進むものと考えます。

そのため、指定管理募集要項に示されている利用料金が指定管理期間の４年目でコロナウイルス感染拡大以前まで回復することを想定されていることから、これに沿った利用料金収入予算計画を策定

し、目標達成に向け最大限努力いたしております。加えて人口流出に歯止めをかける公共施設の一翼を担うべく、多彩な事業展開を図りました。

４．　利益等の還元

4.1　飲料水自動販売機設置に係る利益の還元について

施設利用者の利便性向上のため飲料水自動販売機を設置しました。

この自動販売機の設置に際しましては、行政財産の目的外使用許可を受け、目的外使用料を支払い、利益の５０％を釧路市教育委員会に還元しました。

ア　自動販売機設置台数　　６台

イ　販売利益の還元額　　275,444 円（利益総額の５０％）

4.2　利用者サービススペース事業収入に係る差益の還元について

利用者サービススペースの充実によって、施設の利用満足度が向上、施設の付加価値が高まるような取り組みの一つとして、施設内に留まらず、屋外あるいは自宅などにおいてもこどもたちが「遊び」と「学び」をとおして知的好奇心を満たすことができるよう補助教材としての実験用具等の提供を行いました。

また地域の素材や地域の人々との関係性を強化することで地域の活性化に繋がることから、今後もこども遊学館に相応しいオリジナル商品の開発・販売を継続していきます。

本事業は行政財産の目的外使用によるものではなく、釧路市こども遊学館の設置目的を達成するための事業となるものと捉えていますが、物品の販売を伴う事業でありますことから、事業収支において差益が生じた場合、釧路市教育委員会にその差益の一部を還元するべきと考えます。しかし、今年度は差益が生じなかったため、還元するにいたりませんでした。

4.3　利用料金収入に係る差益の還元について

釧路市こども遊学館の利用料金収入につきましては、Ⅲ　管理経費の縮減等に関する事項１．収支計画において指定管理期間５ヶ年の収入見込を提示しております。

各年度におきまして利用料金収入が収入見込額を超えた場合には、以下のとおり釧路市教育委員会に還元いたしました。

ア．2022 年度～2025 年度　各年度の収入見込額を超えた額の１０％（円）

年度	予算(利用料金)	決算(利用料金)	収支差額	還元額
2022 年度	14,000,000	18,248,794	4,248,794	424,879
2023 年度	16,450,000	18,897,808	2,447,808	244,780

Ⅳ　事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員等に関する事項

1. 団体運営における透明性や公正性の確保の仕組み

（１）情報公開の仕組み

①　事業所における情報公開

事業計画書、決算報告書等を事業所に設置し、情報公開を行っています。

②　ホームページによる情報公開

事業状況や経営状況について、NPO 法人ホームページにおける情報公開を行っており、財務、会計等の透明性は確保されています。

（２）監査体制

①税理士による監査

税理士法人トップマネジメントと税務・会計顧問契約を締結し、監査を定期的に受けています。

②法人監事による監査

毎年度決算期に当法人の監事による業務及び会計に対する監査を受けています。

（３）遵法管理の仕組み

①　国、自治体の実施する研修会等への参加

国や地方自治体の開催する研修会、説明会へ参加し、法律、条例等の理解及び法令の遵守について知識を高めます。

②　職員研修による法令の遵守

管理運営に要する法律、条例について、職員研修を定期的に実施し、理解を高め、法令の遵守に努めます。

③　派遣研修による法令の遵守

公益法人協会等の実施する研修会、説明会へ参加し、法令の遵守について知識を高めます。

（４）その他の透明性・公正性の確保のための仕組み

市民ステージの事業実施や経営状況について、法人ホームページにおける情報公開に加え、毎事業年度初めに前事業年度の事業報告書等を作成し、所轄庁である北海道に提出し、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録はいつでも閲覧できるよう備置きが義務付けられており、財務、会計等の透明性は確保されています。

2　団体の社会貢献等の状況

（１）環境保全の取組み

①　事業主題としての取組み

現在、共同事業体で実施する事業においては既に、エコロジー・エネルギー・リサイクル等を始め環境をテーマとした内容を多数取り上げて実施してまいりました。

さらには、事業活動においても次代を担うこどもたちのため、また次代を担うこどもたちが興味、関心をもって学べるよう、SDG s を始めとする環境意識の啓発を進めました。

＜令和 5 年度実施例＞

・夏休みイベント「ゴミであそぼう！ぐるぐるタウン」

簡単な工作や遊びを通して、これまでゴミとして扱われていたものに新たな価値を見いだす体験

を楽しんでもらう事業。

② 廃棄物等の適正な処理

廃棄物処理について、釧路市の定める廃棄物処理方法により分別をおこない、事業系ごみとして適正に処理しました。

③車両の利用

使用する車両については、安全運行のための交通安全諸法・規則の遵守はもちろんのこと、駐車中のアイドリングストップ運動の推進を図り、ＣO2 排出の削減に努めるとともに、職員の所有する自家用車についても同様に推し進めました

（２）障がい者雇用の状況

現在、市民ステージにおいて、障害者基本法の規定に該当する職員の雇用はありませんが、業務内容の検証、見直し等を図り、障がい者の就労支援につながる事業運営の検討を積極的に推し進めました。

（３）社会貢献等の状況

各種ボランティア団体、地域住民、連合町内会等との連携を図り、環境美化推進事業等の社会貢献事業を積極的に推し進めました。

3　組織図

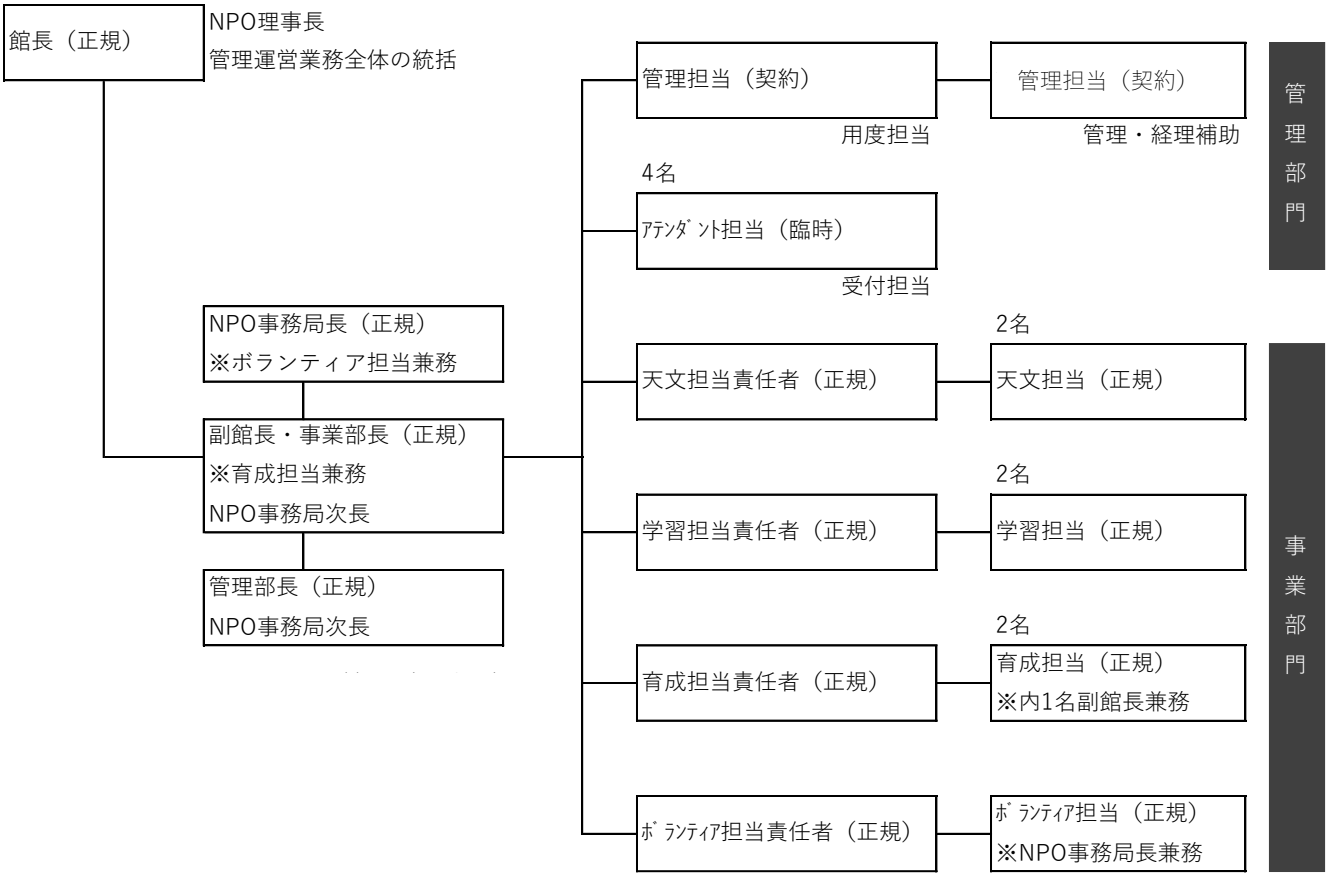

4　勤務体制

職員の勤務体制については、こどもたちの長期休暇時と通常時では開館状態が異なりますが、適時対応できるよう個々の勤務等を勘案の上作成し、事業活動への影響がないよう職員配置を行いました。

また、繁忙期については、アルバイトなどの積極的な登用などで適時対応しました。

5　職員の研修計画

市民ステージでは、適時接遇研修・普通救命講習等、職員全員が受講して実施してきました。

また、天文・学習・育成・ボランティアの各々の担当におきましては、専門性を高めるため関係機関が実施する研修に積極的に参加してまいりました。

今後も、釧路市こども遊学館に勤務する職員の資質の向上に努めるため次のとおり実施しました。

（1）接遇研修

施設に勤務する職員のみならず市民ボランティアにつきましても、市民と接することから、併せて実施しました。

（2）安全研修

来館するこどもたちへの安全を確保するため、職員及びボランティアにつきましても施設内外の状況及び緊急時における避難経路等の熟知、機器類の設置及び稼動停止等緊急対応に向けての研修を実施しました。

また、ＡＥＤの使用や救命救急講習、日本赤十字社幼児安全法短期講習も実施しました。

（３）関係機関が実施する研修への積極的な参加

オンライン研修として、公益財団法人日本宇宙少年団(YAC)主催宇宙教育指導者セミナーや全国科学館連携協議会研究発表会等へ職員が参加し、地域における理科教育への普及啓蒙が図られるよう担当職員の資質の向上に努めました。

また、日本プラネタリウム協議会や日本公開天文台協会が開催する研修会等に参加し、天文教育普及啓蒙に係る職員の資質の向上に努めました。

さらに、幼児・児童の育成に係る職員につきましても上部機関が主催する事業に積極的に参加し、児童の健全育成事業の推進に努めるべく職員の資質の向上を図りました。

＜令和５年度参加＞

北海道博物館協会ミュージアム・マネジメント研修会「地域の勝ちを高めるミュージアム」（職員３名参加）ほか

（４）その他

これまでも職員としての資質向上のための研修会等を実施しているところであります。釧路市こども遊学館に必要な研修あるいは職員の資質の向上及び管理運営上必要不可欠であると判断する外部の研修につきましても、積極的に参加しました。また、今後も市民ネットワークをとおして情報の収集を図り、釧路市こども遊学館職員が管理運営に関わる自信と、その蓄積した情報等を広く市民に提供していきます。

＜令和５年度実施＞

障害者差別解消法～障がいへの理解を深めよう（全職員と遊学館ボランティアの希望者）

６　リスク対応

指定管理者募集要項に提示されるリスク負担につきまして、十分な理解と認識を持って施設の管理運営に努めます。

施設の瑕疵による事故等におきましては施設賠償責任保険の対象となるものですが、さまざまな事例等に迅速な対応をすべく、市民ステージにおいて独自に賠償責任保険に加入し、不測の事態に対処すべく対応いたしました。

今後も私たち、指定管理者が起因でリスク負担をすることのない管理運営を推し進め、こどもたち、市民の安全と安心を確保すべく努めます。

Ⅴ　地域経済への寄与、地域内雇用の確保等に関する事項

1　管理業務に当たっての地元雇用や市内発注について

(1) 職員の雇用についての考え方

釧路市こども遊学館の管理運営にあたり、職員の雇用は原則地元特に釧路市内を限定した採用を基本としております。

しかし、その事業運営につきましては特殊かつ高度な知識を有する専門職員である必要性があることから、市内における人材確保が困難である場合には例外的登用も検討いたします。この場合、採用に当たっては市民としての地域貢献も必要な要件として位置づけており、釧路市における有能な人材の流入として寄与できるものと考えます。

(2) 管理業務の一部を第三者へ委託する場合の業者選定の考え方

釧路市こども遊学館の管理に当たっては、施設の特殊性、設備の専門性を考慮した場合、管理業務の一部を第三者へ委託する必要性があるものと理解しております。

そこで、こどもたちへ安全な環境を提供するために第三者へ管理業務の一部を委託します。ただし、これらの管理業務の委託にあたっては釧路市内の事業所を基本としておりますが、業務の特殊性等によっては、市外業者との委託も考慮していかなくてはなりません。しかし、迅速かつ速やかに施設の保全に努めることができるよう、業務の分割による複数の市内事業所等の連携を模索します。

さらには、福祉団体との連携による障がい者等の雇用につながるよう、第三者への管理業務の委託の見直しを行い、福祉団体等の協力を得ながら、障がい者の就労支援の場を提供いたします。

(3) 管理運営に必要な物品・資材の調達等についての考え方

管理運営に必要な物品・資材の調達については、環境負荷が小さいグリーン製品の購入を推し進めます。調達先につきましても、特殊なものを除き釧路市内で調達することに努め、第三者に委託する業務の仕様書においてもこれを明示いたしました。

また、廃棄物排出量の削減、エネルギー使用量の削減、リサイクルの推進などSDGｓ達成に向けた取り組みを実践し、社会に貢献できるよう努めます。

(4) その他

管理運営業務における施設の小破修繕等については、釧路市に登録する小規模修繕事業者を積極的に活用し、修繕、補修工事等についても釧路市の指名登録業者の中から釧路市の業者を率先して選定することで、管理経費の節減と、釧路市の経済効果への寄与に努めてまいりました。

2　地域活動への参加等の地域貢献について

事業運営を行う社会教育施設として、地域でのイベント等への参加、啓発活動は、重要な責務と解しております。これまでも多くの地域イベントに携わってまいりました。

霧フェスティバル、港まつり、冬まつり、大漁どんぱく、音別蕗まつりなどにおいて、太陽観測会を例年実施してまいりました。

地域におけるイベント、まつりなどの実施は、地域活性化事業の一環であるとともに、開催に携わった方々、参加した市民にとっての学びの場・自己啓発の場でもあると考えます。

これらイベント等への参加により、経済波及効果というハード面への貢献、感性豊かな心を育むというソフト面での貢献を通じて、地域に根ざした施設としての礎をより強固なものとすべく積極的に推し進めます。